

経 済 産 業 省

20230310 貿局第1号
輸出注意事項2023第4号
輸入注意事項2023第6号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月20日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定められた日から施行する。

- 一 別紙1に係る規定 令和5年3月27日から施行する。
- 二 別紙2に係る規定 令和5年5月8日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成 12 年 3 月 31 日付け輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号）

改 正 後	現 行
1 5 輸出許可証又は輸出承認証の交付等 (1) 輸出許可証又は輸出承認証の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>③(ロ)の場合を除き、交付依頼書は電子メールで電子申請の受付窓口</u>に送付するものとする。 (2) 輸出許可証等の分割交付 ①～④ (略) ⑤ <u>③(ロ)の場合を除き、交付依頼書は電子メールで電子申請の受付窓口</u>に送付するものとする。 ⑥・⑦ (略) (3)～(5) (略) 1 6 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等 (1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>③(ロ)の場合を除き、交付依頼書は電子メールで電子申請の受付窓口</u>に送付するものとする。 (2) 確認書の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>③(ロ)の場合を除き、交付依頼書は電子メールで電子申請の受付窓口</u>に送付するものとする。	1 5 輸出許可証又は輸出承認証の交付等 (1) 輸出許可証又は輸出承認証の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口</u>に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口 に送付するものとする。 (2) 輸出許可証等の分割交付 ①～④ (略) ⑤ <u>分割交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口</u>に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口 に送付するものとする。 ⑥・⑦ (略) (3)～(5) (略) 1 6 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等 (1) 輸入承認証・輸入割当証明書の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口</u>に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口 に送付するものとする。 (2) 確認書の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口</u>に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口 に送付するものとする。

改 正 後	現 行
(3)・(4) (略) 1 7 役務取引許可証の交付 (1) 役務取引許可証の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>③(ロ)の場合を除き、交付依頼書は電子メールで電子申請の受付窓口に送付するものとする。</u> (2)・(3) (略)	(3)・(4) (略) 1 7 役務取引許可証の交付 (1) 役務取引許可証の交付 ①～④ (略) ⑤ <u>交付依頼書を書面で提出する場合は、電子申請の受付窓口に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで電子申請の受付窓口に送付するものとする。</u> (2)・(3) (略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改 正 後	現 行
1～6 （略） 7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、<u>エリトリア</u>、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8～11 （略）	1～6 （略） 7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8～11 （略）